

新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市中央区	新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区 旭町通1丁目 754	新潟市中央区	新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区 旭町通1丁目 754
	県立がんセンター 新潟病院	新潟市中央区 川岸町2丁目 15-3		新潟通信病院	新潟市中央区 八千代2丁目 2-8
	(略)	(略)		県立がんセンター 新潟病院	新潟市中央区 川岸町2丁目 15-3
	介護老人保健施設 葵の園・新潟島	新潟市中央区 柳島町3丁目 18番地7		(略)	(略)
	新潟万代病院	新潟市中央区 八千代2丁目 2番8号		介護老人保健施設 葵の園・新潟島	新潟市中央区 柳島町3丁目 18番地7
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。